
平成19年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第5日)

平成19年6月26日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成19年6月26日 午前10時開議

- 日程第1 報告第1号から報告第8号まで及び議案第53号から議案第63号まで
(委員長報告～表決)
- 日程第2 議案第64号から議案第72号まで(提案説明～表決)
- 日程第3 請願審査について(質疑、討論、表決)
- 日程第4 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 専決処分の承認について(南丹市税条例の一部改正について) (市長提出)
- 報告第2号 専決処分の承認について(南丹市都市計画税条例の一部改正について) (市長提出)
- 報告第3号 専決処分の承認について(南丹市国民健康保険税条例の一部改正について) (市長提出)
- 報告第4号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市一般会計補正予算(第6号)) (市長提出)
- 報告第5号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)) (市長提出)
- 報告第6号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第4号)) (市長提出)
- 報告第7号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)) (市長提出)
- 報告第8号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第3号)) (市長提出)
- 議案第53号 南丹市総合振興計画基本構想について (市長提出)
- 議案第54号 南丹市組織条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第55号 南丹市職員定数条例等の一部改正について (市長提出)
- 議案第56号 南丹市八木防災センター条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第57号 南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

出席議員（24名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	23番 谷 義 治
24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治

欠席議員（1名）

22番 八木 眞

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福祉部長兼 福祉事務所長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
会計管理者	永 口 茂 治	水道事業所長	井 上 修 男
教育次長兼 社会教育課長	東 野 裕 和	総務財政課長	伊 藤 泰 行
企画情報課長	小 寺 貞 明	監 理 課 長	井 上 秀 雄
税 務 課 長	橋 本 早百合	合併調整室長	大 野 光 博
市民課長	吉 田 進	健 康 課 長	大 内 早 苗
土木建築課長	川 勝 芳 憲	都市計画課長	西 岡 克 己
農林商工課長	神 田 衛	上水道課長	寺 尾 吾 朗
下水道課長	栃 下 孝 夫	教育総務課長	榎 本 泰 文
学校教育課長	勝 山 美恵子	出 納 課 長	寺 尾 眞知子

午前10時00分開会

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

八木眞議員より欠席の旨、連絡がありましたのでご承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 報告第1号から報告第8号まで及び議案第53号から議案第63号まで

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「報告第1号から報告第8号まで及び議案第53号から議案第63号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（23番 谷 義治君） 皆さん、おはようございます。大変ご苦勞さ
んでございます。

総務常任委員会の方で付託されました議案を審議してまいりました、その結果につきまして、報告をいたしたいと思えます。付託されました議案は、全部で11件でございます。

まず、専決処分の承認にかかる議案が4件付託されておりますが、これから申し上げます。報告第1号、報告第2号、報告第4号、報告第8号であります。

いずれの議案も全員賛成で承認することに決しました。特に報告すべき内容としては、報告第4号の平成18年度南丹市一般会計補正予算第6号及び報告第8号、平成18年度南丹市土地取得事業特別会計の専決処分については、3月30日に国からの交付金が決定したことに伴うものであり、また3月補正後に土地の売買が確定したなど、専決は妥当と認められました。さらに特別交付税については、合併に伴う新しいまちづくりのために認められるもので、その内容は公共料金格差是正とか、土地開発公社の経営改善化というものに認められるものでございまして、3年間の限定措置でもあります。本市においては、これを土地開発基金積立金に積み立てる措置をとるとの報告がなされまし

た。

以上が、付託されました専決処分についての部分であります。

次に、議案第53号から議案第57号まで、及び議案第60号の6議案について、審議内容とその結果について報告します。

まず、議案第54号、南丹市組織条例の全部改正についてであります。

本議案はご承知のとおり、市長の提案説明を受けて以来、市長の出席のもとに全議員による議員懇談会の開催、さらには議場における一般質問と多くの議員が関心を持ち、市長の考え方を質してきたものであります。当総務委員会に付託されましたこの議案を、当委員会におきましても仲村副市長の出席を求め、二日間の日数をかけ、慎重審議を行ったところであり、また多数の傍聴者がお越しになるなか、その審議内容をすべて公開したところであり、ここで論点を整理して申し上げますと、一つ、合併協定との整合性、拘束性の問題。二つには自治体を取り巻く行財政改革との関係。3点目には今回提案されている組織改革が、支所に及ぼす影響。4点目、住民理解のあり方の問題。5点目、今この時期になぜ組織を改正するのか、といった点で質疑を重ねたところであり、そして、それぞれの事項について、一定の答弁をいただきましたが、各議員から種々の意見を出していただきまして、そして資料で示せるものは示していただき、検証できるものは検証を行ったところであり、条例提案の基本は、部の設置であります、そこから支所の業務内容なり、人員に関わってくるという問題があるわけでありまして、この派生する問題が最後まで問題となったところであり、そこで仲村副市長から理事者の決意ともいってよい、総括答弁を求め、質疑を終了したところであり、その内容を議事録に留めるため、一端を申し上げておきたいと思っております。仲村副市長の答弁。本議案につきましては、総務常任委員会に付託されて以来、本当に真剣なご討議、ご審査をいただきまして、我々行政サイドもそのことについては、まさに真摯に受け止めさせていただいておるところでございます。さらに先ほどらいから支所等の問題につきまして、いろいろとご意見を賜り、また、ご心配もいただいておりますところでございますが、今回のこの組織の改編につきましては、まさに先ほども申し上げましたけれども、南丹市が本当に、真に自立できる自治体に変貌するための基礎固めとして位置づけておりまして、旧町職員としてじゃなくて、全職員が南丹市職員として一丸となって、この行政改革に取り組む体制を、しっかりと構築するよう位置づけ、全職員で取り組んでまいり所存でございます。また支所のサービスにつきましてもご心配をいただいておりますところでございますけれども、この改正につきましても、しっかりとサービスを構築しながら、そのサービスが低下しないように鋭意取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、ひとつご理解をいただきますようお願いを申し上げます。といった内容の答弁をいただいたところでございます。この内容を重く受け止め、討論を経て、採決を行いました。結果は賛成多数で可決いたしました。

なお、議案第55号についても討論ののち、賛成多数で可決いたしました。

その他の議案、すなわち第53号、第56号、第57号及び第60号は、全員賛成にて可決しました。

最後に議案第62号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

この補正予算は一つ、組織機構再編事業にかかる経費550万円を補正する。二つ、八木町地内へ10月から市バス運行を行う、そのための経費697万円を計上。3、平成台での土地売却代金を財政調整基金に2,310万円積み立てること。4、幼稚園・小学校・中学校の施設で耐震補強の必要なものが28施設あり、この補強計画の経費が計上されておりますこと等の内容であり、賛成多数をもって可決いたしました。

以上、6月18日及び6月21日開催の総務常任委員会における審議の内容と結果であります。その報告書はお手元に配布されておりますとおりでございます。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます、何とぞ、ご賛成賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、中川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（8番 中川 幸朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました産業建設常任委員会に付託をされました5議案についての審査の経過と結果を報告いたします。

本件につきましては、平成19年6月20日に委員会を開催し、それぞれの議案について慎重に審査をいたしました。

報告第4号、専決処分の承認について、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第6号）、報告第7号、専決処分の承認について、平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の2議案については表決の結果、全員が賛成で承認すべきものと決しました。

議案第59号、南丹市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について。議案第61号、平成19年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結について。議案第62号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第1号）の3議案については表決の結果、全員が賛成で可決すべきものと決しました。

報告第4号については、土地開発公社のさらなる経営健全化対策を望むとの意見がありました。

また、議案第59号については、園部町中心市街地活性化基本計画において、本町地区土地区画整理事業の事業推進が一定、図られたことにより、中心市街地としての密度の高い土地利用の実現を図り、建築物等の規制・誘導を積極的に推進し、個性豊かな商業業務系空間の形成を図るとともに、利便性の高い立地特性を生かした生活空間としての土地利用を増進し、商業・住居の環境が調和したまちづくりを促進するため、条例を改正しようとするものであるが、事業の推進では地権者のみならず、近隣商店街にも十分事業の内容

や考え方も理解いただき、当初の事業目的が十分実現できるよう努力をいただきたいとの意見があったことを、特に申し添えておきます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（21番 松尾 武治君） それでは厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会では6月19日に委員会を開き、付託されました報告4件、議案3件の審査を行いましたので、審議の結果を報告いたします。

報告第3号、専決処分の承認について、南丹市国民健康保険税条例の一部改正については審議の結果、挙手全員で承認しました。

報告第4号、専決処分の承認について、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第6号）は審査の結果、挙手全員で承認いたしました。

報告第5号、専決処分の承認について、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は審査の結果、挙手全員で承認しました。

報告第6号、専決処分の承認について、平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）は審査の結果、挙手全員で承認しました。

議案第58号、南丹市乳幼児医療費助成条例の一部改正については審査の結果、挙手全員で可決しました。

議案第62号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第1号）について、主な質疑は園部保育所の駐車場として土地を借り上げているが、その面積についての質疑がありました。答弁で借り上げている面積は964㎡となっております。道路事情等良くなっているので平屋火葬場の廃止についての質疑がありました。答弁は美山町内の事情もあり、指定管理者を指定している。また距離感もあり、廃止する考えはない。18年度は47体を火葬した。管内の死亡者の約71%が利用されているという答弁でございました。議案第62号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第1号）については挙手全員で可決いたしました。

議案第63号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、主な質疑は国保健康支援事業の詳細と対象となる50人の抽出についての説明が求められました。答弁は、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定検診、特定保健指導が国保等に義務づけられることになった。今回の予算は20年度実施に向けた準備事業として、本年度の検診結果を参考に抽出した約50人を対象に実施する予定。費用についてはすべて特別調整交付金で賄う。議案第63号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、挙手全員で可決いたしました。

以上、誠に簡単ですが、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

21番、松尾武治議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 皆さん、おはようございます。

議案第54号、南丹市組織条例の全部改正について、反対の立場で討論をいたします。

まず最初に申し上げますが、行財政改革を否定するものではありません。本来は部の設置に関わる議案であり、理事者に属するもので議会が可否を議論するものではないと考えておりますが、提案理由に業務の効率運営に留まらず、行政改革を目的とし、平成20年度の予算編成、合併協議会での協議内容に関わる重要な要素を含んでおりますので、改めて反対の趣旨を述べ、議員各位のご賛同を求めるところであります。

私は旧日吉町議会議員として、町村合併の経過を直視し、合併特別委員会で様々な議論を重ねてきました。合併協議の協議内容に疑問を抱くこともありましたが、合併協議会に参画している議員の報告、示された資料等を基に議会が主催する住民懇談会も行い、住民の皆さんに合併の是非を問いかけたところ、住民の皆さまからは多様なご意見を聞きました。また、議会でも質問をいたしました。当時、理事者からは総合支所の機能、財政の見通し、特に地方交付税の算出見通しなど、住民に不安を与えない明確な答弁をいただいております。こうしたなかで住民の皆さんには合併の必要性、合併の支所のあり方、財政シミュレーションなど合併協議会が作成した新市建設計画の概要版を基に説明をしてきました。合併による財政効果は合併特例債によるものを含め、特に資料説明を付けて説明をしております。地域の皆さんの同意を得て、合併に賛意を投じた議員として、本議案と提案理由の整合性に疑問を感じています。本議案の提案理由は、市民のニーズを的確に把握し、厳しい財政状況の中で有効な施策を企画立案できる柔軟かつ弾力的な組織体制が必要といわれております。また、議員の質問による答弁では20年度の予算編成に生かすため本庁に集中し、事業の精査を行いたい。合併時想定できなかったことが起こった等々言われております。特に扶助費の増額、投資的経費の増額が示されましたが、投資的経費の増額の多くを占めるものは地域情報基盤整備事業、土地区画整理事業、都市計画街路事業や企業会計を含む特別会計繰出金等になっております。投資的経費の削減は事業の見直し、国・府などの支援など組織改革に関わりなく取り組める問題であります。扶助費の増額は総務常任委員会でも説明がありましたが、生活保護費の見込み違い、国保の拠出金の増加、子宝条例によるもの、入学祝い金など施策によるもの等で、合併協議会での見込みの甘さが原因となっているものが多く、今回の組織

再編で改革できるものではないと考えます。また、見込み違いによる扶助費の増加は、市単独事業を除き、国・府からの一定の財政的な裏づけがあります。市政の効率化を求めるのであれば、課長以下の組織に柔軟性をもち、事業に応じて対応する組織機構が効率が高く、住民サービスを低下させない機構といわれ、すでに自治体で取り入れられているところがあります。市長は政策の企画立案機能を高めるとの思いがありますが、人を集約すれば機能が高まるのではなく、高度な企画力・財政立案能力を持つ人材の育成、投資的経費の増加による財政の圧迫が見通せ、ブレーキがかけられる手腕など、自治体にも企業の感覚が求められ、旧態依然とした縦割りでは組織が硬直化し、市長が目指す行財政改革から程遠い組織機構となります。南丹市は緩やかな合併を選択し、無駄・非効率をあえて選択し、投資的経費を抑制し、急激な変化をしないことを合併の条件に、総合支所の設置の期間をおおむね10年と決めております。多くの労力と多額の経費を使い議論され、選択された総合支所は一定の権限と旧町の独自性を生かす総合支所であり、特に参与の設置は旧町の民意を継続するために、あえて設置の必要性を強調したもので、参与の設置からしても企画・総務以外の業務すべてを満たし、一定の権限を有する総合支所を表しております。窓口業務を行う支所を示しているものではありません。緩やかな合併を基本とする新市建設計画の達成を公約に、多くの市民の負託を受けられた市長は、財政計画が新市建設計画の財政計画から大きく膨れ上がった原因を究明し、19年度予算編成に反映させる必要があるにもかかわらず、議会の指摘も省みず、投資的経費の抑制ができなかった甘さが原因で、今日の財政状況を生み出しています。市長は就任後1年余り、副市長は助役含めても1年を満たない期間ですが、財政計画から大きくずれてきた財政は何が原因するのか、何を改革する必要があるのか、精査をして、市民の直接影響する支所に手をつける前に、まず電算にかかわる委託費の削減、市場化テストの導入等による公の施設の管理費を含め、あらゆるコストの削減、公用車の削減など企業感覚で内部改革を行い、経常経費を削減することが住民主体の市政運営となります。財政運営の甘さによるつけを市民に回すことにつながる議案第54号に賛意を示すことは、町村合併に賛同を求めた者として、到底できるものではありません。与党議員だからといって市長の提出議案にすべてを賛成するのなら、議員が不要になります。夕張市の破綻も議員の責任という声がありますように、議案の内容が市民のためになるのか、市役所業務にとって最良の機構・時期なのか、また財政効果があるのか等を見極めると、本議案と連動する組織機構は市長が求める行財政改革の効果が少ないと判断します。関連する議案がありますが、行財政改革そのものに反対するものではありませんので本議案のみ、本議案の提案理由に整合性が見られないので、反対討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、4番、森為次議員。

○議員（4番 森 為次君） 皆さん、おはようございます。

丹政クラブ所属、4番、森為次でございます。

議案第54号、南丹市組織条例の全部改正につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案は本定例議会において市長より提案後、全員懇談会、一般質問、総務常任委員会等におきまして、組織改革への不安等、各議員より多くの質問があり、理事者の答弁を求め、関係各課より説明がなされてきたところであります。住民理解はもちろんであります。今議案に対し、三つの大きな争点になったと思います。1番目に合併協議会で決定した組織が、なぜ1年半足らずで改正されなければならないのか。2番、機能として総合支所制度が守られ、住民サービスが低下しないのか。3番、部や課が増えるが本当にスリム化、あるいは行財政改革につながるのか。以上、大きく3点が争点になりました。私は合併協の委員ではありませんが、総務常任委員として皆さんと同じ観点から重きに思い検討してまいりました。そのなかで南丹市をより良い方向に進め、住民の皆さんに合併して良かった、住んで良かった、そして安心・安全・安定した南丹市でなければならないと考えます。また議員としての責務だとも考えております。現在、自主財源が30%強で依存財源に頼らなければならないのが現状であります。合併時より義務的経費が大きく膨れ上がり、補助金等不確実で歳入不足が生じております。そのため、基金の取り崩しや起債に頼らなければならない点が多くあります。資料提出いただきました財政見通しでも、平成22年度には基金もなくなり、平成23年度には累積収支がマイナス80億以上の指針が出ております。今後も616km²という広大な南丹市では、住民のための市政運営には230億前後の一般会計が必要でありましたが、今回の行革によりましてマイナス2、30億円の見通しがつきます。確かに園部支所がなくなるのは不便ではあります。二重行政で職員の頑張りが見えない、また結果的に住民サービスにつながっていないという面が多く、園部支所の廃合にはやむなしとしなければならない点もあります。また、残りの支所も職員が減少しますが、横のつながり、そして本庁の専門性により、先ほどの総務常任委員長長の報告にもありましたけども、支所のサービスは低下させないという観点と、合併した以上、対等であろうがゆっくりであろうが最終は1行政であるという観点から、思い切った対応も必要であると考えております。今から土台がしっかりした安定なまち、そして総合支所機能を維持するために、必要な改革と位置づけ、意思決定の迅速化と責任の明確化、専門的見地からの事業見直しに取り組むための機構改革の必要性、そして5年間の人員計画化されるなかで、行財政効率化を狙う組織改革と考えます。また、今定例議会で提案された南丹市総合振興計画の基本構想実現のためにも、私は賛成させていただきます。

どうか議員各位の深いご理解をいただきまして、お願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて3番、高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） おはようございます。

私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第54号、南丹市組

織条例の全部改正について、議案第55号、南丹市職員定数条例等の一部改正について、議案第62号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

まず、議案第54号、南丹市組織条例の全部改正につきましては、市長の提案理由で行政改革大綱に基づき、将来の財政見通しなどの長期的展望に立ち、市民ニーズの的確な厳しい財政状況の中で、有効な施策を立案できる柔軟かつ弾力的な組織体制をつくりあげるとして、三つのコンセプト、市民の視点、市政推進の視点、行政改革の視点をお示しされました。本議案は3部を7部に増やすという提案でございますが、その基に組織をされる課や支所の体制と連動をしているため、組織の全体がどうなるのかが問われることとなりました。そのために提案直後の6月5日には議会全員懇談会が開催され、多くの議員から組織改革案の全体像が分かる資料の提出要求がされました。そして、本議案は総務常任委員会に付託をされ、6月18日委員会が開催され、当局からの資料提出で今回の組織改革の全体像が明らかになったわけであります。委員会では、提案の内容では8月1日実施としているが、なぜ今それほど急ぐのか。二つ目には財政状況が極めて厳しい状況であるので、それを乗り越えるために組織改革を行うという提案であるが、組織改革と財政計画とがどう連動するのか。三つ目には、支所職員を減員としているが、住民へのサービスは低下をしていないのか、等々が主な質疑の内容となり、異例の二日間に渡っての審議となったわけであります。最終的には、二日目、質疑打ち切り後の仲村副市長の支所での住民サービスはしっかりとした体制を組む、住民サービスの低下はさせないとの答弁を引き出して、それを良とする議員多数をもって、原案どおり可決されたのであります。

そこで私の委員会での主張と本議案反対の理由を申し上げたいと思います。

まず、合併をして、まだ1年半しか経っていないなかで全面的な組織改革の必要性が理解できないことでもあります。そもそも今回の合併は、郡域を越えた、しかも広大な地域となる合併であり、幾多の困難を抱えたなかで進められてまいりました。そのために緩やかな合併を進めるとして、各旧町には総合支所を設置し、職員の約7割を支所に残し、支所の設置期間はおおむね10年とすることが、合併協議会での合意事項でございました。当時、美山町におきましては、どう変わる住民の暮らしQ&Aというふうな冊子も発行され、住民説明会も行われ、住民合意を得てきたのであります。おそらくどの旧町においても同じような内容で説明会が行われたと思います。今回提案をされておりました当局資料によりますと、現在園部を除く3支所合計で188名いる職員を136名にするとしています。現有人員の約7割に縮減する内容となっております。しかし、この職員数は保育所や学校現場などの出先機関の職員を含んでおりますために、支所内の職員はもっと減ることになります。八木支所では約5割に、日吉支所は約7割に、美山は約6割になる計画でございました。現在、支所には保健師が配置をされ、乳幼児や高齢者など、最も身近なところでの相談業務などが行われておりますが、今回の組織改

正案では本庁勤務にするということであります。また、産業建設部門の縮小も提案をされておりました。農林業の振興は本市にとって欠くことのできない課題であり、より住民との密接なつながりが要求をされます。建設部門においても広大な地域を抱え、市道改良や維持修繕などの住民要望が増大をいたしてきております。いずれにいたしましても総合支所機能の縮小は、合併時における住民合意を反故にするものであるとともに、提案理由で示されました市民の視点が完全に欠落をした内容であり、到底認めることができないと主張してまいりました。当局の答弁は、合併協議では先送りされた課題も多い。合併前には想定しない課題が出てきた。支所機能は低下させないことを目指すというような内容に終始し、議員や多くの傍聴者の理解を得るような答弁ではありませんでした。支所の住民サービスを低下させないというのなら、具体的にどうするのか、すでに提出されている組織再編強化案、いわゆる組織機構図を再提出をし、審議すべきであり、議会としてもその資料提出を求めるべきであります。仲村副市長のとどのつまりでのサービスは低下させないとの一言をもって、本議案を良とすることはできません。総合支所としての機能は保っているとしながら、なし崩し的に支所職員を減らしていくことは目に見えているからであります。それは美山町における振興会職員の配置についても、仲村副市長は将来にわたって担保されるものではない、と答弁をされております。このことから明らかであります。多くの市民は、支所へ行けばすべてのことが解決する、連絡すれば職員がすぐに駆けつけてくれる、そんな温もりのある行政と住民との関係を望んでいるのであります。私は、機構改革を全面的に否定するものではありません。しかし、本提案はあまりにも住民の視点が欠落しているものといわざるを得ません。今一度立ち止まって、多くの住民の意見を聞きながら進められることを提案し、本議案には反対の立場を表明をいたします。

次に、議案第55号、南丹市職員定数条例の一部改正につきましては、その第4条から第8条は、先に述べた議案第54号の部の名称に関連をするものでありますために、認めるわけにはまいりません。

議案第62号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第1号）につきましても、総務費において組織機構再編事業として、本庁舎の改修費等が含まれているため、認めるわけにはまいりません。

以上、議員諸侯の賢明なるご判断をお願いをして、3議案に対する反対の討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて24番、吉田繁治議員。

○議員（24番 吉田 繁治君） 皆さん、ご苦労さんです。

議席番号24番、丹政クラブの吉田でございます。

私は議案第54号、南丹市組織条例の全部改正案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

最初に一言申し上げておきたいと存じます。本議案の審議を付託されました総務常任

委員会においては、2日間にわたり慎重かつ精力的に審議され、その結果、先に委員長から報告がありましたとおり、賛成多数で可決されましたことに、まずは敬意を表しておく次第であります。

さて、本案は佐々木市政を遂行されるにあたり、市長部局直近の3部制を7部制に再編されようとする条例の改正案であります。当然のことながら、部以下の担当課も、これに伴い改正されることは必然の処置であります。ただ、過般の合併協議会において慎重に協議され、合意されました市の組織体制を本市発足後1年数ヶ月で、本庁・支所を含め大きく再編されようとするのは、今、なぜここでかという思いが、一定誰しも否定してできないことも事実であります。しかしながら一方、市政を直接担っておられる理事者としては、国の方針や施策が目まぐるしく変化し、南丹市を取り巻く状況が大きく変動するなかで、いち早く的確に情勢をとらまえ、市民サービスを低下させることなく、持続可能で円滑な市政を遂行するためには、今後、一層の人件費をはじめとする行財政改革を進め、おおむね10年と取り決められている総合支所機能の維持継続、そして職員の専門的能力の発揮により有効な企画が立案できる組織づくりのために、時期を失せず、今ここで改めるべきは改めるという市長の責任における決断であると、私は強く確信をいたすところであります。当然のことながら、合併協定を尊重し、遵守しなければならないことは決して否定するものではありませんが、本案は合併協定の中での本旨そのものを変更されるものではありません。先に述べましたとおり、今回の組織再編は市長として、総合支所の堅持と行政サービスの維持向上に向けた内部組織の再編であり、市長に付与された市長に与えられた権限の範疇に帰するものだと、私は考えます。本案を提案されるにあたっては市民の声、職員の意見、審議会の意見、そして議会における質問などをもとに、慎重に検討判断された強い決意での提案と重ねて理解し、賛意を表するものであります。ただ、今後、時期を失せず市民に対し、一定の説明責任を果たされること、そして市民に対する行政サービスを低下させない一層のご努力、ご配慮を切望いたしておきたいと存じます。

結びとして本議案は、市長としての佐々木カラー・佐々木イズムを力強く発揮されるステップであると私は大いに期待し、確信をする次第であります。蛇足ながら、わが丹政クラブも理事者との適度な緊張感を保ちながら、今後とも市長与党会派として、同時に他の会派の議員各位とも連携を深めながら、一致努力をしていく次第であります。

以上、簡略な討論になりましたが、本議案の表決にあたり、議員各位のご賛同を賜りますようお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて11番、川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 議席番号11、活緑クラブ、川勝儀昭でございます。

通告にしたがい、議案第54号、南丹市組織条例の全部改正について、是は是、非は非という立場において、反対の討論をいたします。

今議会において提案されております、南丹市組織条例の全部改正に伴う、行政組織の

再編・強化について、その基本目標である長期的な視点に立ち、見直すべきは見直し、改めるべきは改め、伸ばすべきは伸ばす、選択と集中を行い、迅速かつ効率的な行財政運営の確立を目指すという基本事項については、理解をするところであります。また園部支所の廃止についても、二重行政の解消であったり、利用しやすく分かりやすい組織づくりにおいて、この件においても一定理解をするところであります。しかし、今回の組織再編・強化において、八木・日吉・美山支所の職員の削減も同時に行われるようではありますが、このことが真に市民にとっての強化策となるのでしょうか。支所の人員を減らすことが市民サービスの高度化になるのでしょうか。市民に身近な総合支所といえるのでありましょうか。1年数ヵ月前に旧4町において、合併が調印されたばかりであります。緩やかな合併であり、対等合併であります。そして本庁は園部町に設置され、他の3町はおおむね10年総合支所として設置をする。また、その支所と本庁の職員の人員配置は、支所に7割、本庁に3割であります。これらの重要な決定事項、また確認事項のもとに、住民合意のもとに合併をしたわけでありまして、そのことを踏まえたなかで、佐々木市政の推進をしていただきたいものと思っております。今回の組織再編において、その支所職員の人員が大幅に削減されるようではありますが、住民サービスの低下は避けられない現実であると考えます。ましてや様々な立場で弱者といわれる方々の福祉に携わる担当職員まで減少となります。福祉に携わる職員は、住民の身近なところで働いてこそ住民の安心・安全な生活が確保されると思えます。例えて申しますと、八木町であれば公立南丹病院があり、多くの障害者施設や高齢者福祉施設があります。担当課の職員として、何かあれば、いち早く駆けつけて対処をしなければならないことも数多くあります。一人暮らしの高齢者家庭や障害者のおられる家庭、また生活保護家庭等々、行政職員が身近にいてその相談にも応じ、いち早い対応ができてこそ、真の住民サービスが提供できるものと思えます。美山町においては本庁から遠隔地にあり、合併時においても大変なご苦労と思いの中で合併をされてきたわけでありまして。そして支所の職員として火災やその他の災害時においても、早急な対応をとらなければなりません。災害現場に出向き、消防団の出動、消防組合との連携、住民の避難状況確認等々の、行政職員として、地域住民の生命と財産を守る最先端の重要な業務に携わらなくてはなりません。現在、国においては地方との格差が問題となっておりますが、この南丹市においても、ますます地域間格差が生じてくる可能性があると思えます。組織の再編・強化は必要であり、効率的な行財政運営も目指さなければなりません。しかし、その目的により地域住民が犠牲にはなりません。住民サービスが低下してはなりません。そのための合併協儀であり、そのための住民合意の下の町村合併であったわけでありまして。住民自治の向上、地域力の向上をまだまだ進めなければなりません。その体制がある程度整ってから、住民の皆さんの意見も聞いたなかで、組織再編に向けて取り組むべきであると思えます。本庁でしかできないこと、本庁でするのがより効果的なこと、また支所でしかできないこと、支所でするのがより効率的なことがあります。多くの住民ニー

ズがその支所内で、できる限り完結できるのが、本来の総合支所であると考えます。そしてまた、今回の組織再編における調整会議において、地域住民の思いや地域の状況を誰よりも理解をされている各参加者が、その会議に参加されていないことも、理解に苦しむところでもあります。以上のようなことを踏まえ、議案第54号南丹市組織条例の全部改正について、その実施内容とその実施時期において、反対の立場での討論といたします。

議員各位の住民の立場に立ったご判断を、お願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結します。

これより順次採決いたします。

まず、報告第1号から報告第8号までの専決処分承認案8件を一括して起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第53号から議案第63号までのうち、議案第54号、議案第55号及び議案第62号を除く、条例の一部改正等8件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

11時15分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2 議案第64号から議案第72号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に日程第2「議案第64号から議案第72号まで」を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ただいま上程をいただきました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第64号から議案第69号につきましては、美山町に設置されております6財産区について、また議案第70号から議案第72号につきましては、日吉町に設置されております3財産区について、それぞれ管理会委員の任期満了に伴いまして、新たな委員を選任するにあたり、条例または協議書の規程に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。何とぞご審議賜り、ご同意をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第64号から議案第72号までについては、人

事に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び討論の省略の上、ただちに採決することに決定しました。

これより順次採決いたします。

まず、議案第64号「字南・字北・字中・字河内谷・字江和・字田歌・字芦生・字白石・字佐々里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第65号「知井財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第66号「平屋財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第67号「宮島財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本件については、まず林保さんの選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に丸山桂司さんの選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、中嶋重一さんの選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

ここで地方自治法第117条の規程により、末武徹議員の退場を求めます。

(末武徹議員退場)

○議長（高橋 芳治君） 次に、末武徹議員の選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

末武徹議員の除斥を解除いたします。

(末武徹議員除斥解除)

○議長（高橋 芳治君） 次に、倉内弘・さんの選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、武田勝男さんの選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

次に、橋本和吉さんの選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第68号「鶴ヶ岡財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第69号「大野財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第70号「胡麻郷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第71号「五ヶ荘財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

続いて、議案第72号「世木財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認めます。

よって本案のとおり、選任に同意することに決しました。

日程第3 請願審査について

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第3「請願審査について」を議題といたします。

まず、総務常任委員会の請願審査結果報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。

この際、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

「南丹市八木町域内に市営バス運行を求める請願」に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり、趣旨採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本請願は趣旨採択と決しました。

次に、産業建設常任委員会の請願審査結果報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。

この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

「南丹市民の住宅改修に際し助成制度の創設を求める請願」に対する委員長の報告は、不採択でありますので、議案について採決いたします。

本件は、原案のとおり、採択することに賛成者の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（高橋 芳治君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択と決しました。

日程第4 閉会中の継続調査申出について

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第4「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規程により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、取り計らうことにいたしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めて、さよう決します。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成19年第2回南丹市議会6月定例会を閉会いたします。

ご苦勞でした。

午前11時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳治

南丹市議会議員 中川 幸朗

南丹市議会議員 村田 憲一